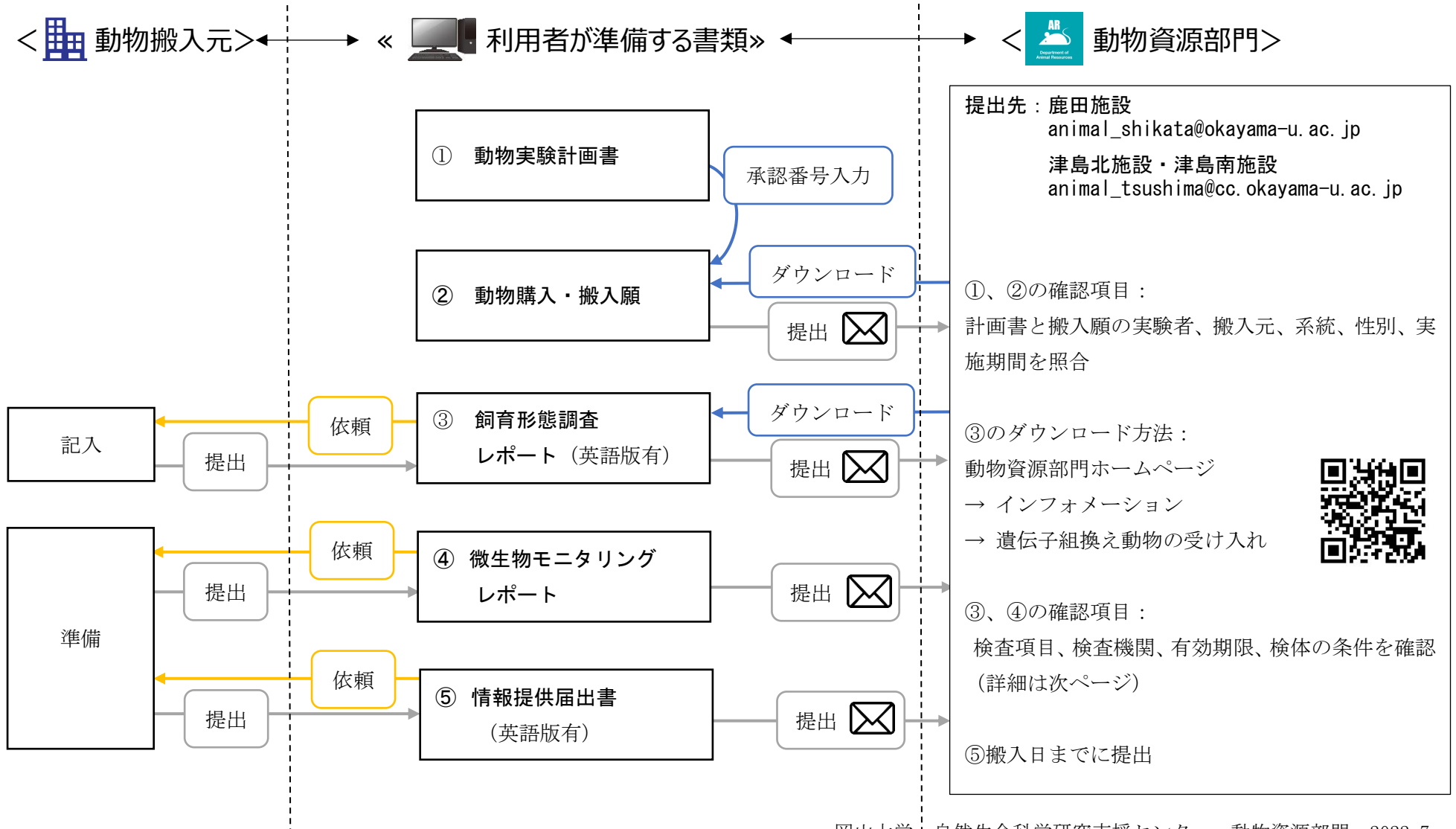


マウス搬入の 手続きについて

- I. 搬入元が「日本エス エル シー株式会社」、「日本クレア株式会社」、
「ジャクソン・ラボラトリー・ジャパン株式会社」の場合は②を提出
- II. それ以外の搬入元は、②、③、④を提出
※理研 BRC と Jackson 研究所以外からの搬入の場合は、書類の内容に関わらず
検疫室搬入となる。詳細は裏面に記載。
- ※遺伝子組換え動物の場合は、⑤が追加が必要



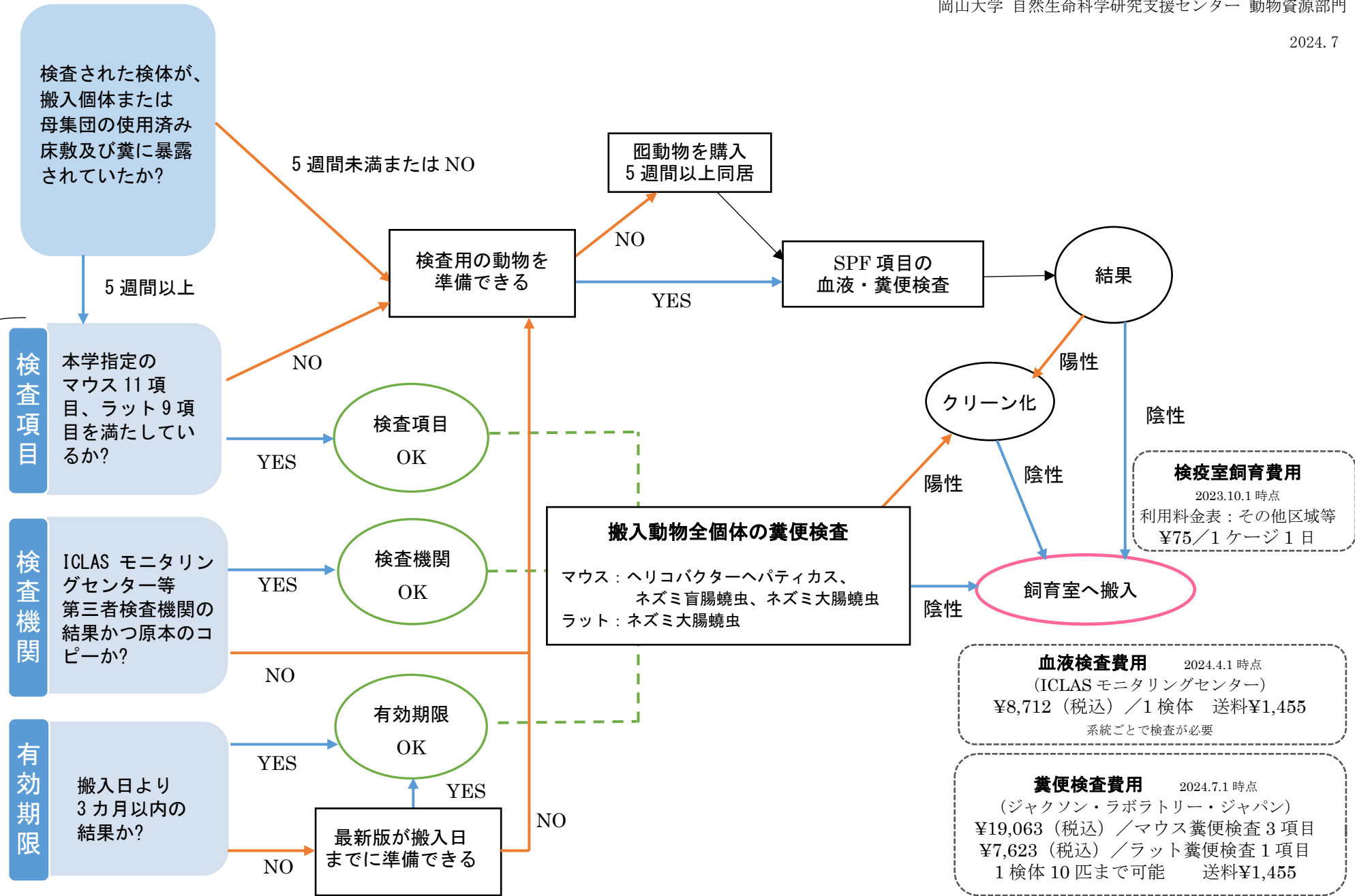
理研 BRCと Jackson 研究所以外からの搬入の場合

検疫室に搬入、飼育形態調査レポートと微生物モニタリングレポートの内容によって検疫内容が決まる

※飼育形態調査レポートは年度が変わったら再度提出が必要

飼育形態調査レポート

微生物モニタリングレポート



提出できない場合、精子凍結し、個体作製を行う (有料)